

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例四十一号

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)					
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この項において「法」という。)	法第四条第一項又は品質の第三項の規定による肥料の登録	(略)	(略)	肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この項において「法」という。)	法第四条第一項又は品質の第二項の規定による肥料の登録	(略)	(略)

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条(略)		第二条(略)	
事務	市町	事務	市町
八の六 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この号において「法」という。)及び肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和二十五年政令第九十八号。以下この号において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	八の六 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この号において「法」という。)及び肥料取締法施行令(昭和二十五年政令第九十八号。以下この号において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)

(1)―(12) (略)

(1)―(12) (略)

<p>(13) 政令第七条の規定による事故肥料譲渡許可証の交付 (14) 政令第八条第一項の規定による事故肥料成分票の添付の命令</p>		<p>(13) 政令第四条の規定による事故肥料譲渡許可証の交付 (14) 政令第五条第一項の規定による事故肥料成分票の添付の命令</p>	
---	--	---	--

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第三条 住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第二条関係） 一 (略) 二 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 肥料の品質の確保等に関する法律第十三条第一項から第四項までの届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答 四 肥料の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項若しくは第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 五 四十六 (略)</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一 (略) 二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 肥料取締法第十三条第一項から第四項までの届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答 四 肥料取締法第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項若しくは第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 五 四十六 (略)</p>

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。